

旧	新																		
<p style="text-align: center;">焼津市工事費内訳書及び業務費内訳書取扱要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 内容及び様式</p> <p>(1) 内容 当該業務に係る設計書(単抜き)の内訳書に記載されている各項目に対応する金額を表示したもの</p> <p>(2) 様式</p> <p>① 焼津市電子入札運用基準 第5号様式その1又はその2</p> <p>② <u>入札参加者の独自様式(①の様式で規定している記載事項が全て記載されているもので、市が承諾したもの)</u></p> <p>③ <u>入札公告等において指定されている場合は、当該指定様式</u></p> <p>5 略</p> <p>6 内訳書及び入札の取り扱い 内訳書及び入札の取り扱いは以下のとおり行う。 (1)～(4) 略 (5) 内訳書が別表中 12 に該当する場合で、入札参加者の責に帰すことが明白な場合以外は、発注者はあらためて内訳書の提出を求めることができる。</p> <p>以下略</p> <p style="text-align: center;">入札(内訳書)無効例</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;"></th> <th style="width:20%;">内 容</th> <th style="width:75%;">例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>記載すべき内訳項目が過不足している場合</td> <td>○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 <u>○一括値引き等の項目を新たに作り金額調整している場合</u> ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	例 示	1～3 略			4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 <u>○一括値引き等の項目を新たに作り金額調整している場合</u> ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。	<p style="text-align: center;">焼津市工事費内訳書及び業務費内訳書取扱要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 内容及び様式</p> <p>(1) 内容 当該案件に係る設計書(単抜き)の内訳書に記載されている各項目に対応する金額を表示したもの</p> <p>(2) 様式</p> <p>① 焼津市電子入札運用基準 第5号様式その1又はその2</p> <p>② <u>入札公告等において指定されている場合は、当該指定様式</u></p> <p>③ <u>入札参加者の独自様式(様式で規定している記載事項が全て記載されているもので、市が承諾したもの)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 内訳書及び入札の取り扱い 内訳書及び入札の取り扱いは以下のとおり行う。 (1)～(4) 略 (5) 内訳書が別表中 13 に該当する場合で、入札参加者の責に帰すことが明白な場合以外は、発注者はあらためて内訳書の提出を求めることができる。</p> <p>以下略</p> <p style="text-align: center;">入札(内訳書)無効例</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;"></th> <th style="width:20%;">内 容</th> <th style="width:75%;">例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>記載すべき内訳項目が過不足している場合</td> <td>○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	例 示	1～3 略			4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。
	内 容	例 示																	
1～3 略																			
4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 <u>○一括値引き等の項目を新たに作り金額調整している場合</u> ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。																	
	内 容	例 示																	
1～3 略																			
4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。																	

旧			新		
			<u>5</u>	<u>指定する内訳書と異なる場合</u>	<u>○入札公告等で指定する内訳書が示す記載事項の記載がない場合</u>
5	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	○内訳書の中に計算間違いがある場合 ※合計の不一致が端数処理程度の場合を除く	<u>6</u>	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	○内訳書の中に計算間違いがある場合 ※合計の不一致が端数処理程度の場合を除く
6	内訳書の重要な項目（商号又は名称、案件名、内訳項目及び金額等）の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	○商号又は名称の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○案件名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合	<u>7</u>	内訳書の重要な項目（商号又は名称、案件名、内訳項目及び金額等）の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	○商号又は名称の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○案件名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合
7	内訳書とは無関係な書類である場合	○提出された書類が内訳書以外の書類等の場合	<u>8</u>	内訳書とは無関係な書類である場合	○提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
8	他の案件の内訳書である場合	○提出された内訳書が別案件の場合	<u>9</u>	他の案件の内訳書である場合	○提出された内訳書が別案件の場合
9	白紙である場合	○提出された書類が白紙の場合	<u>10</u>	白紙である場合	○提出された書類が白紙の場合
10	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	○内訳書が全く提出されていない場合 ○内訳書の一部分が欠落している場合 ○内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合	<u>11</u>	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	○内訳書が全く提出されていない場合 ○内訳書の一部分が欠落している場合 ○内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合
11	内訳書が特定できない場合	○複数の内訳書の提出があり、特定できない場合	<u>12</u>	内訳書が特定できない場合	○複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
12	内訳書が電子データの場合で破損等により内容が確認できない場合	○内訳書のファイルが破損等により内容が確認できない場合 (上記の場合で入札者の責に帰さない場合で内訳書の再提出を求めたが提出のない場合を含む)	<u>13</u>	内訳書が電子データの場合で破損等により内容が確認できない場合	○内訳書のファイルが破損等により内容が確認できない場合 (上記の場合で入札者の責に帰さない場合で内訳書の再提出を求めたが提出のない場合を含む)